

太田市「おおた安全・安心メール」配信要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害、防災、防犯等（以下「災害等」という。）に関する情報（以下「災害等情報」という。）を市民に速やかに提供することにより、その生命、身体及び財産の安全の確保、災害等に対する迅速な対応及び市民の防犯意識の向上を図ることを目的とした「おおた安全・安心メール」（以下「安全・安心メール」という。）の配信に関し必要な事項を定めるものとする。

(配信等)

第2条 安全・安心メールは、パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）から入力した災害等情報を、市と契約を行った委託業者が設置する専用システム（以下「配信装置」という。）を介して、電子メールにより、安全・安心メールの利用の登録をした者の携帯電話又はパソコンに配信するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、別に定める方法により、安全・安心メールの情報を提供することができる。

(配信部署等)

第3条 安全・安心メールの配信は、次に掲げる市の部署に属する市長にあらかじめ指定された職員及び太田警察署に属する指定された職員（以下これらを「配信担当職員」という。）があらかじめ指定されたパソコンから行うものとする。

- (1) 危機管理室
- (2) 市民そうだん課
- (3) 交通対策課
- (4) 通信指令課
- (5) 学校教育課
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めた部署

2 前項の規定にかかわらず、配信担当職員が安全・安心メールを配信することができないうやむを得ない理由があると認められるときは、同じ部署の職員が配信するものとする。

3 安全・安心メールにより配信する災害等情報は、災害、防災、防犯その他の市民の安全・安心のために必要と思われる情報（発生、終了（鎮火を含む。）及び訂正に係るものを含む。）とする。

4 安全・安心メールの配信は、午前8時30分から午後5時15分までに行うものとする。ただし、災害等情報のうち、緊急的に配信する必要がある情報の配信は、この限りでない。

(ログインIDの管理及び送付)

第4条 配信装置を利用する場合の認証を受けるために必要な情報(以下「ログインID」という。)の管理は、危機管理室長が行う。

2 危機管理室長は、ログインIDに係る情報を適正に管理しなければならない。

3 危機管理室長は、ログインIDを前条第1項に規定する部署の所属長に送付するものとする。

4 ログインIDを送付された前条第1項に規定する部署の所属長は、速やかにパスワードを設定し、その取扱いについては十分注意しなければならない。

(受信者)

第5条 安全・安心メールの受信者(以下「受信者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 安全・安心メールの利用規約に同意した者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が認めた者

(利用の登録)

第6条 安全・安心メールを利用しようとする者は、情報を受信しようとする携帯電話又はパソコンのメールアドレスその他必要事項(以下「受信情報」という。)を配信装置に登録しなければならない。登録した受信情報が変更となった場合も、同様とする。

(利用の辞退)

第7条 受信者は、安全・安心メールの利用を辞退するときは、配信装置に登録の削除に係る情報を送信しなければならない。ただし、受信者が窓口、電話等により第3条第1項に規定する部署に登録の削除に係る申出を行った場合は、その所属の配信担当職員が、登録の削除の手続を行うものとする。

(登録の抹消)

第8条 市長は、受信者が次の各号のいずれかに該当するときは、配信装置から抹消し、安全・安心メールの配信を中止するものとする。

(1) 第5条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 前条の規定により登録の削除を行ったとき。

(3) 安全・安心メールが配信不能となったとき。

(受信情報の管理)

第9条 危機管理室長及び通信指令課長は、配信装置に登録されている受信情報を適正に管理し、その情報を常に共有するものとする。

(費用負担)

第10条 配信装置の設置及び安全・安心メールの配信に要する費用は、市が、受信に係る費用は、受信者が負担するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。